

擒りて西より来り、巢に落して雛に養ふ。嬰兒慄りて啼く。彼の雛望みて、驚き恐りて啄まず。余れ啼く音を聞き、巢より取り下して育へる女子是れなり」といふ。擒る所の年月日時を校ふれば今の語に当る。明に我が兒なりと知る。爾の父悲び哭きて、具に驚の擒りし事を告知らす。主人実を知り、語に応ひて許す。噫乎彼の父、邂逅に見有る家に次り、遂に是れを得たるかな。誠に知る、天の哀の資くる所にして父子の深き縁なることを。是れ奇異しき事なり。

子の物を偷用て牛と作りて役はれ異しき表を示す
縁 第十

大和国添上郡山村中里に、在昔椽家長公といふひと有り。十二月に当り、方広経に依りて先の罪を懺いむと欲ひて、使人に告げて云はく「一の禪師を請ふべし」といふ。其の使人問ひて曰はく「何れの寺の師をか請へむ」といふ。答へて曰はく「其の寺を扱はず、遇ふに随ひて請へよ」といふ。其の使願に随ひて路行く一の僧を請得て家に帰る。家主人心を住めて供養す。其の夜に、

滅罪莊嚴成仏経には多くの菩薩名が連ねられた部分がある。「一〇原文「忍勞」。依頼する時に用いる語か。優填王経に「教えてください」という文脈で「大人勤勞教授」とみえる「勤勞」と同意であらう。

第九縁 今昔物語集・二十六ノ一に書承。扶桑略記・皇極天皇条に引用。

二 底本訓釈「嬰兒(二止利古)」。三 底本訓釈「擒(取也)」。三 奈良県高市郡明日香村に所在。飛鳥板蓋宮伝承地がある。底本訓釈「葺(不支乃)」。四 皇極天皇二年(六四三)。五 兵庫県美方郡美方町、村岡町あたり。六 底本訓釈「匍匐(上音布反、下音福反、二合、波良波不)」。七 底本訓釈「騰(安可利天)」。八 底本訓釈「指(左須)」。九 飛ぶ。底本訓釈「翳(波布以奴、又云加介利奴)」。新撰字鏡「翳 止遮反、举也、翔也、波布利伊奴」。三〇 心から悲しむ意か。底本訓釈「懇(阿可良之比天)」。三 底本訓釈「側(爾太美)」は誤訓。「時王憂愁、酸切懇側」(賢愚経・一一)。三 原文「故為修福」。本説話で仏教にかかわる叙述はこのみ。三 大阪市中心区に所在。難波宮跡がある。天皇は孝徳天皇。三 白雉元年(六五〇)。三 京都府舞鶴市、加佐郡大江町あたり。但馬国七美郡山里からは東の方角に当る。山背国愛宕郡雲下里計帳(神龜三年)には「丹波前国多貴郡」がみえる。「丹波後国」という表記もおこなわれたであらう。

六 底本訓釈「童女(二合、女乃和良波)」。七 底本訓釈「汲(久牟)」。三 底本訓釈「井(津留(ヲ))」。説文解字は、「井」を「井」の字形で掲出している。(井)は井戸枠をかたどり、(井)はつるべをかたどつたもの、と説明されている。「井」をつるべの意に用いた例はみえないが、用

禮經（一四）に訖りて僧息はむとする時に、檀主（一五）設けて被を以ちて覆ふ。僧すなはち心に念はく「明日（一七）に物を得むよりは被を取りて出でむに如かず」とおもふ。時に声有りて言はく「其の被を盗ることなかれ」といふ。僧大に驚き疑ひ、顧て家の中を窺ひて人を覓む。ただし一の牛のみ有りて家の倉の下に立つ。僧牛の辺に進む。牛僧に語りて言はく「吾れは此の家長の父なり。吾れ先の世に、人に与へむが為に吾が子に告げずして稻十束を取りき。所以に今牛の身をを受けて先の償を償ふ。汝は是れ出家なり。何すれぞ輒く被を盗る。其の事の虚実を知らむと欲はば、我が為に坐を設けよ。我れ上り居む。其の父と知るべし」といふ。是に僧すなはち大に愧ぢ、還りて宿る処に止る。明朝に事の行既に訖りて曰はく「他人を遠く却らしめよ」といふ。然うして後に親族を召集めて具に先の事を陳ぶ。檀越すなはち悲ぶる心を起して牛の辺に就き、藁を敷きて白して言さく「実に吾が父ならば、此の座に就きたまふべし」とまうす。牛膝を屈げて座の上に臥せれば、諸の親声を出し大に啼泣きて言はく「実に吾が父なり」といふ。すなはち起ちて禮拜みて、牛に白して言さく「先の時に用たまひし所は今 咸免し奉る」とまうす。牛聞きて涙を流し大に息く。即日（一三）の申時に命終る。然うして後に覆へる被と財物とを其の師に施し、更

いることは可能であろう。一底本訓釈「奪（有波不）」。二底本訓釈「陵（之乃支）」。三底本訓釈「蔑（安奈都利天）」。四底本訓釈「噉（食也）」。五底本訓釈「罵（乃利）」。六おさえる。底本訓釈「壓（厭か）於曾飛」。七底本訓釈「拍（宇太礼天）」。八鳩は食用。底本訓釈「捕（取也）」。この字に注があるのは不審。

一底本訓釈「莫（須爾）」。巢を、と訓まないための注。二底本訓釈「雖（比奈乃古爾）」。三底本訓釈「慄（恐也）」。四底本訓釈「啼（哭也）」。五うかがい見る。六底本訓釈「啄（津支波可（万か）須）」。七女子をその父に返した。八偶然に。底本訓釈「邂逅（上音解反、下后反、二合、太万左加爾）」。九儒教的な文飾といえよう。親と子との関係を主題とする説話に「天」が述べられることが多い。

第十縁 あやしき表（一）の説話。今昔物語集・十四ノ三十七に書承。扶桑略記・齊明天皇条に引用。

一 奈良市山町あたり。底本訓釈「添（曾布）」。

二 未詳。本説話以外に所伝をみない。三大通方広懺悔滅罪莊嚴成仏経。政事要略・二十八「官曹事類云、宝龜五年十二月、囑請僧十口、沙弥七口、設方広悔過於宮中、々々方広自此始也」、類聚国史・二七八・仏名「淳和天皇弘仁十四年十二月癸卯、請大僧都長惠、少僧都勤操、大法師空海等、於清涼殿、行大通方広之法、終夜而畢也」にみるように、後代でも十二月に方広悔過がおこなわれた。宝龜五年（七五〇）の例は仏名会の起源とされる。広弘明集・二十八には、陳文帝の大通方広懺文が収録されている。

三 前世。四 禮拜と誦経と。五 檀越に同じ。

に其の父の為に広く功德を修る。因果の理に信はざらむや。

幼き時より網を用魚を捕りて現に悪しき報を得る

縁 第十一

幡磨国飾磨郡の濃於寺に、京の元興寺の沙門慈応大徳、檀越の請に因りて夏安居の間法花経を講く。時に寺の辺に漁夫有り。幼きときより長るまで網を以ちて業とす。後の時に家の内の桑林の中に匍匐ひ、声を揚げて叫号びて曰はく「炎火身に迫る」といふ。親属救はむとすれば、其の人唱ひて言はく「我れに近くことなかれ。我れ頼に焼かれむ」といふ。時に其の親寺に詣でて、行者を請求む。行者呪する時に、良久にありてすなはち免る。其の著たる袴焼かれて、漁夫悚慄り、濃於寺に詣でて大衆の中に於て罪を懺い心を改め、衣服等を施し、経を誦ましめ竟りぬ。此れより以後、また悪を行はず。顔氏家訓に云ふが如し「昔江陵の劉氏、鱒の羹を売ることを以ちて業とす。後に一の児を生み、頭は具是れ鱒にして頸より以下は方人の身と為る」といふは、其れ斯れを謂ふなり。

施主。椽家長公をさす。一六 夜具。底本訓釈「被(不須万)」。一七 明日物を得ることは今この被を盗んで出て行くことに及ばない。「明日得物」と「取被而出」とを比較し、「取被而出」をえらぶ。「一八このあたりを、今昔物語集・十四ノ三十七は「立留テ、音ノ有ツル方ヲ伺ヒ見ルニ、人不見ズ。只一ノ牛有り。僧此ノ音ニ恐レテ返リ留ヌ。傭ラ思フニ、牛ノ可レ云キニ非ネバ、怪ビ思ヒ乍寝ヌ。其ノ夜ノ夢ニ、僧牛ノ辺ニ寄タルニ、牛ノ云ク、我ハ此レ、此ノ家主ノ父也。……ト云フ、ト見テ夢覚ヌ」としている。僧の夢の中で牛がことばを發した、としている。今昔物語集では人と動物との言語を介しての交渉は夢の世界でのみ許容されたとする森正人の指摘がある。本書では、夢の中、という設定無しに動物が人のことばを發している。動物の發話については扶桑略記も疑問を呈している。元養老令では六歳以上の男子には二段の口分田が給された。口分田には一段につき二束二把の田租が課せられた(田令)。本説話では、男子に給せられた口分田の稲をその男子のために用いずに、他のために流用したことを、問題としている。「束」は、稲をはかる単位。一把。稻一束から米五升がとれる(令義解・田令)。三〇たとえは法苑珠林・債負篇・感応緣所収の説話十一話中三話が牛に転生して前世の債を償う内容。この型の説話が多い。三 転生は証拠によつて証明される。証拠は物品であることが多いが、行動であるばあもある。三三 午後三時から五時のころ。橋本万平によれば、奈良時代には「時」が用いられ、平安時代に入ってから「刻」が用いられた。三三より高い地位の存在(たとえば人)への転生を暗示する。